

子育て講演会

子供との接し方などで悩んだり迷つたりしていませんか？

この講演会に参加すると子育てが楽しくなります。なお、講演会の時は、お子様をお預かりします。

お気軽に参加して下さい。

◆とき 7月30日(金)午後1時

◆場所 健康福祉センター

◆講師 「ラム」

育児カレッジ会長

志田 紀子氏

◆テーマ 「遊びとしつけ」

～子育てが楽しくなるコツ～



プロフィール

1941年、大分県生まれ、現在育児カレッジ会長。

1965年、公立中学校英語教諭を経て単身渡米。帰国

後、米国人弁護士秘書を経て子育てに専念。傍ら、高校

生交換留学ボランティア活動をする。また、30年以上に

わたり0歳から15歳の子供と親を対象に育児と教育の相

談を行う。1992年、育児カレッジ創設後、各地で講

演活動を行う。第1回の育児の原理賞を受賞。「乳幼児

期の母と子のコミュニケーションの重要性」を訴え続け

ている。3児の母。著書に「遊びとしつけ」「遊びとお

もちゃ」。

・育児カレッジホームページ

<http://www.ikuchi.org>

親子で楽しく遊んでみませんか？

園 庭 開 放

大総・横芝・上堀保育所

第1・第3水曜日 午前10時～11時

0歳～未就園児と保護者

- ・ルールやマナーを守って楽しく遊びましょう。
- ・親子で最後まで片付けましょう。

年金だより

保険料の申請免除制度

長い人生には、事故や病気などで働けず、国民年金保険料を納められないことがあるかもしれません。そんなときのために国民年金には保険料の免除制度があります。

免除制度

「全額免除」・・・保険料の全額が免除

「半額免除」・・・保険料の半分を納めることによ

つて残りの半分が免除される

いずれも一定の基準に該当した場合に、申請した月の前月分から6月分まで承認されます。（但し、毎年8月末までに申請の手続きをすると、7月から翌年6月まで1年分の承認を受けられます。）

免除の承認を受けた期間は、保険料の未納期間とはなりませんが、将来、老齢基礎年金を受ける際には、納めた場合の3分の1（全額免除）又は、3分の2（半額免除）の年金額として計算されます。

また、免除を受けた期間から10年以内であれば、免除部分について後から納めることができます。

※問い合わせ先

・千葉社会保険事務所

☎ 043-242-6327

・横芝町国保年金係

☎ 82-8814